

## 用語の定義について（試案）

統計データの二次的利用促進に関する研究会においては、今後の議論の混乱を避けるために概念整理を行う必要があることから、審議の前提として以下の用語の定義を行うこととしたい。

### 【パブリック・ユース・ファイル】

以下の条件をすべて満たす匿名データをいう。

- ① データのスワッピング、パーテーション（マイズゆらぎの注入）など強度の秘匿処理が行われたもの
- ② 利用制限が無く不特定多数の者が利用することができるもの
- [③ 金銭の授受は問わない]
- [④ 提供手段は問わない]

### 【リモート集計、プログラム送付型集計】

利用者は調査票情報及び軽度の秘匿処理を行った匿名データの個々の情報を認識することはできないが、これを用いて次の手段により集計結果入手することが可能な集計サービスをいう。

- ・ 利用者が遠隔地からパソコン等を用いてネットワークを通じて汎用的なシステムにアクセスし、調査項目を選択することなどにより集計結果を得る（リモート集計）
  - ・ 利用者が作成した統計集計プログラムを、ネットワーク等を通じて受け付け、当該統計集計プログラムを用いた集計結果を得る（プログラム送付型集計）
- なお、双方との金銭の授受は問わない。

### 【オンサイト利用】

以下の条件をすべて満たす調査票情報及び軽度の秘匿処理を行った匿名データの利用サービスをいう。

- ① 調査票情報及び軽度の秘匿処理を行った匿名データを管理する者が指定した施設（外部とのコミュニケーションが遮断されるなど情報漏えい対策が講じられた施設）に限り、調査票情報及び軽度の秘匿処理を行った匿名データを利用すること
- ② 調査票情報及び軽度の秘匿処理を行った匿名データの持ち出しは認められず、集計結果等持ち出すものについて管理者の審査を受ける
- [③ 金銭の授受は問わない]